

発注基準の主な改正内容について

(令和7年6月)

1 建設工事等

(1) ほ装工事に求める資格要件の見直しについて

Cランク業者への発注対象工事が少ない状況を緩和するため、ほ装工事に求める資格要件について、以下のとおり見直しを行う。

ランク	発注金額 (設計金額)	住所 要件	発注金額 (設計金額)	住所 要件
A	500万円以上	市内	1,000万円以上	市内
A・B	200万円以上 500万円未満	市内	500万円以上 1,000万円未満	市内
B・C	200万円未満	市内北部 市内南部	500万円未満	市内

(2) 試掘調査業務委託に求める資格要件の追加について

試掘調査業務委託に求める資格要件を以下の通り追加する。

業種	ランク	完成工事高	住所要件	技術者等に求める 資格
土木一式	土木一式の 発注基準による	求めない	土木一式の 発注基準による	土木一式の 発注基準による

(3) 上下水道局の運用基準（土木一式工事）の見直しについて

水道管工事について、「口径により求める条件」及び「給水装置工事において求める条件」の見直しを行う。

(4) 主任技術者又は監理技術者の兼務等について

建設業法施行令の一部改正（令和6年12月13日施行）に伴い、別途「専任特例及び営業所技術者等の兼務に関する特記仕様書」で定める要件を満たす場合、主任技術者等の兼務を認めることとする。

併せて、営業所の専任技術者が工事の主任技術者等を兼務できる金額が引き上げられたことから、営業所の専任技術者の報告を求める金額を「予定価格4,000万円（建築一式工事8,000万円）」から「予定価格4,500万円（建築一式工事9,000万円）」に改正する。

(5) その他

発注基準内に記載の年・年度について、更新する。

2 測量調査等設計業務

(1) 測量業務における1抜け方式の採用について

測量業務における受託業務量の平準化を図るため、同時期に同種案件の測量業務を発注する場合において、受託者の業務量・業務範囲等を勘案し、受託本数の制限を行うことができる規定を追加する。

(2) その他

発注基準内に記載の年・年度について、更新する。